広島県告示第千二百三十一号

施行する。 港湾尾道糸崎港の放置等を禁止する区域及び物件を次のとおり定め、令和六年二月一日から (昭和二十五年法律第二百十八号)第三十七条の十一第一項の規定によって、

て縦覧に供する。 その関係図面 は、 広島県土木建築局港湾振興課及び広島県東部建設事務所三原支所に お

令和五年十一月二日

尾道糸崎港港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

重要港湾尾道糸崎港放置等禁止区域

栗原川地区(河川重複区域)

□ 区域の範囲

まれた区域 基点五までの各点を順次結んだ線及び基点五から基点一を水際線で結んだ線により囲 基点一から基点二を結んだ線、基点二から基点三を水際線で結んだ線、基点三から

点の位置(基点の表示角度は真北方向による。)

基準点 尾道市西御所の国土地理院四等三角点「西御所」 (北緯三四度二四分○五

秒九七九 基点一 八、東経一三三度一一分一六秒一八四九、標高三・〇四メートル) 基準点から一七三度三三分五七秒の方向七○・二九メートル の点

基点二 基点一から二六七度五三分二八秒の方向七一・○二メー -トルの点

基点三 基準点から三一四度五一分三二秒の方向六○・三七メー トル の点

基点四 基点三から九二度一六分二八秒の方向八・六四メートルの点

基点五 基点四から九七度四三分○四秒の方向九・二○メートル の点

2 大田川地区 (河川重複区域)

□ 区域の範囲

基点四を結んだ線及び基点四から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域 基点一から基点二を結んだ線、 基点二から基点三を水際線で結んだ線、基点三から

□ 点の位置(基点の表示角度は真北方向による。)

基準点 尾道市東尾道の国土地理院四等三角点「東尾道」 (北緯三四度二四分五八

秒九二四三、東経一三三度一四分〇八秒九六七一、標高三・四九メートル)

基点一 基準点から二六八度五七分二一秒の方向一八八・○七メートルの点

基点二 基点一から二六七度一二分三五秒の方向四一・三八メートルの点

基点三 基準点から三○三度二六分三六秒の方向五○○・五七メートルの点

基点四 基点三から一六度○三分○五秒の方向三六・九四メ

重要港湾尾道糸崎港放置等禁止物件

漁船以外の船舶及び当該船舶の係留の用に供する工作物